

1 (趣旨)

公立大学法人大阪府立大学(以下「法人」という。)は、法人の定める「学術研究に係る行動規範」に基づき、研究の成果を公開して社会に対する説明責任を果たし、及び研究の公正と質を保証し、もって学術研究の発展に寄与するべく、インターネット利用による公開のためのオープンアクセスに関する方針を次のように定める。

2 (公開の責務)

法人は、法人に所属する教職員による学術研究成果を、広く無償で公開する。

3 (公開の方法)

学術研究成果の公開は、大阪府立大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)、その他著者である教職員が選択する方法によるものとする。

4 (リポジトリへの登録と電子データの提供)

リポジトリでの公開をする場合は、学術研究成果の著者である教職員は、法人によるリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版の電子データを、できる限り速やかに無償で法人に提供する。ただし、その著作権は法人に移転しない。

5 (適用除外)

学術研究成果の著者である教職員本人から公開に支障があるとの申し出がなされた場合は、この方針は適用しない。また、公開が不適当なもの及び研究公正に反するものも同様とする。

6 (適用の不遡及)

この方針の施行前に出版された学術研究成果及びこの方針の施行前に方針と異なる内容の契約を締結した学術研究成果には、この方針は適用しない。

7 (公開の検証)

法人は、オープンアクセスの現状を常に点検し、この方針の趣旨に照らして公開が適正に行われているかを検証する。

8 (その他)

この方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要な事項は別に定める。

(附則)

この方針は平成29年4月1日から施行する。